

セーフティネット保証5号の対象業種が追加になりました

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行うことを決定しました。

この措置により、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証が利用可能となります。(借入債務の80%保証)
「指定業種」リストは、中小企業庁ホームページで確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

セーフティネットとは

中小企業者の方が金融機関から事業資金を借り入れする際に、信用保証協会の債務保証を受けることで、融資が受けやすくなる場合があります。

セーフティネット保証は、通常の債務保証と別枠に設けられた制度で、取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害などにより、経営の安定に支障をきたしているなど、特定中小企業者に認定されると利用できるものです。

セーフティネット保証を利用するには、「特定中小企業者」である旨の**市町村の認定が必要**です。

(注)認定とは別に、融資の実行には金融機関および信用保証協会による審査があります。

詳しくは、中小企業庁ホームページでご確認ください。

◎セーフティネット保証制度(外部リンク)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

認定要件及び申請様式

【大仙市での認定対象】

- ・法人:原則として大仙市内に登記上の本店を有すること。
- ・個人:大仙市内に主たる事業所を有すること。

【認定要件】

- 5号:業況の悪化している業種(全国的)

詳しくは、中小企業庁ホームページでご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

《5号イ認定》

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高等が、**前年同期に比して5%以上減少**していること。

○5号(イ-1)認定

- ・指定業種のみを営んでいる専業、兼業の事業者用
- ・事業者全体の売上高等が減少していること

添付ファイル: 5号(イ-1) 認定申請書
添付ファイル: 5号(イ-1) 売上高計算表

○5号(イ-2)認定

- ・主たる事業として指定業種を営み、かつ指定業種以外をも営んでいる兼業の事業者用
- ・主たる事業の売上高等と事業者全体の売上高等がいずれも減少していること。

添付ファイル: 5号(イ-2) 認定申請書
添付ファイル: 5号(イ-2) 売上高計算表

○5号(イ-3)認定

- ・主たる事業であるかどうかを問わず指定業種と指定業種以外の両方を営んでいる兼業の事業者用
- ・指定業種の売上高等と事業者全体の売上高等がいずれも減少していること。

添付ファイル: 5号(イ-3) 認定申請書
添付ファイル: 5号(イ-3) 売上高計算表

○必要書類

- ・認定申請書2部 ※実印を押印ください。
- ・売上高計算表
- ・印鑑証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)

※金融機関に認定申請を委任する場合は、委任状の提出をお願いします。

添付ファイル: 委任状

☆注意事項☆

- ・この認定が信用保証を確約するものではありません。
- ・本認定とは別に、各金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。各金融機関や秋田県信用保証協会に事前申請をしてください。
- ・書類不備、その他の条件により、認定が認められない場合があります。
- ・認定書類の有効期限は、発行日から30日以内です。本認定の有効期間内に金融機関または信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

このページに関するお問い合わせ先

経済産業部 企業商工課

雇用商工班

TEL: 0187-63-1111(内線257)